

避難行動要支援者名簿作成のお知らせ

大鰐町では、災害が発生した場合に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの方々を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。

○対象者

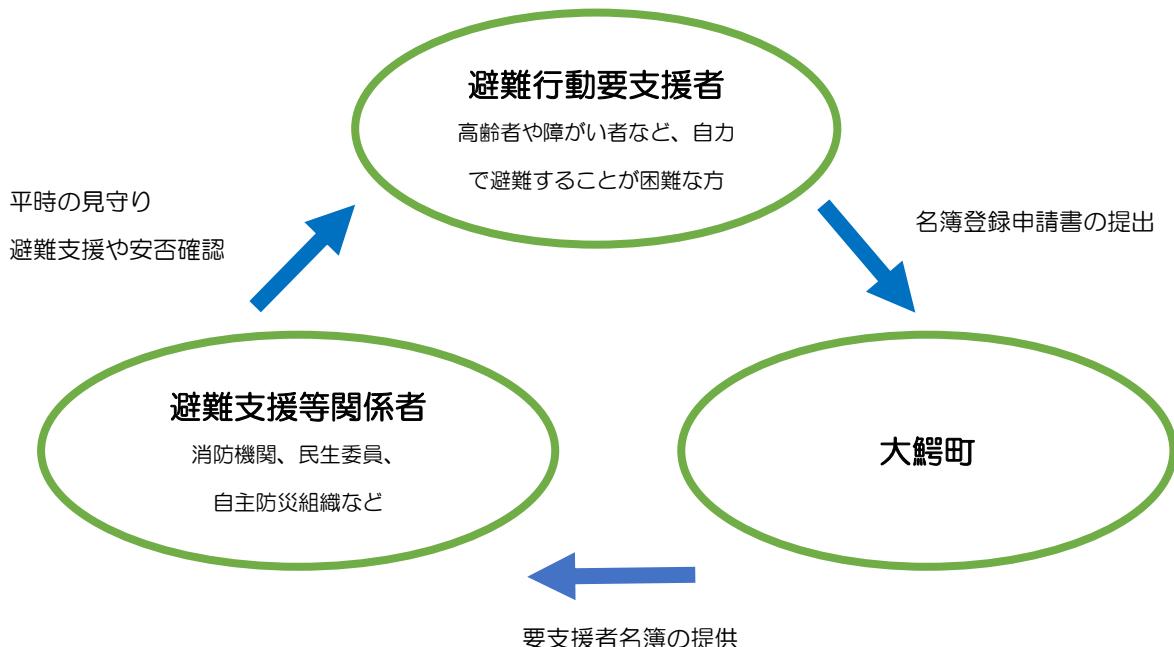
- (1)要介護の区分が要介護3～5の方
- (2)75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- (3)身体障害者手帳1～2級、3級（内部）をお持ちの方
- (4)愛護手帳（療育手帳）の「A判定」をお持ちの方
- (5)精神保健福祉手帳（1級）をお持ちの方
- (6)難病を患っている方
- (7)小児慢性特定疾患児童
- (8)その他、避難行動に支援を必要とする方

※長期施設に入所している方や病院に入院している方は、対象外になります。

○提供先

- (1)消防機関
- (2)警察
- (3)民生委員・児童委員
- (4)社会福祉協議会
- (5)自主防災組織
- (6)区会・町内会

○避難行動要支援者名簿の工程図



○申請方法

避難行動要支援者名簿への登録方法は、「大鰐町避難行動要支援者名簿登録申請書兼誓約書」にて受付します。必要事項を記入し、保健福祉課福祉係⑥番窓口へご提出ください。用紙は窓口及びホームページにおいて配布しています。

○個人情報の取り扱い

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には、法律に基づく守秘義務があります。個人情報は、町及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

【注意事項】

1. 避難行動要支援者名簿へ掲載することにより、災害時、避難支援や安否確認に活用されますが、災害の内容や避難支援等関係者自身の状況により必ず支援がなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。
2. 名簿掲載者が施設入所や長期入院で自宅に戻らない場合や、避難を要する事由の程度が軽くなった場合（例：要介護3→要介護1）は、名簿から除外しますので、あらかじめご了承ください。なお、再度、事由が重くなった場合は再掲載します。



問い合わせ先
大鰐町保健福祉課 福祉係
電話：0172-55-6568